



生活環境・暮らし

ごみ関係

ごみの収集・処理

問 環境課 環境グループ

一般の世帯から出るごみは、可燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみなど、次のように分別をして、定められた場所・日時にお出してください。収集日などの年間予定表については、毎年3月に配布します。

分類別収集回数

- 可燃ごみ…………… 週2回収集
- 資源物(ビン・カン類) …… 月2回
- 発泡スチロール…………… 月1回
- 有害ごみ…………… 月2回
- 粗大ごみ…………… 年2～3回

※日曜日および1月1日～3日のごみ収集は休みです
※収集日はHPをご確認ください



環境センターへ直接搬入する場合

搬入時間

- 平 日……………午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

- 土曜日……………午前8時30分～11時30分
- 施設休業日…日曜日、祝日(振替休日)

※お盆期間は広報紙や市ホームページに掲載します
※12月30日～1月4日は搬入できません

処理金額

- 料金90kgまで300円
- 90kg以上は10kgにつき150円加算

パソコンの廃棄

PCリサイクルマークがついているものは、回収・リサイクル料金が販売価格に含まれていますので、無料で回収・リサイクルされます。

各メーカーの受付窓口など、パソコンリサイクルの詳細はパソコン3R推進協会にお問い合わせください。

☎03-5282-7685 <https://www.pc3r.jp>

個人情報情報を完全に消去したパソコンの場合のみ、環境センターへ直接搬入することができます(有料)。

●大宮地方環境整備組合環境センター
静1894 ☎029-296-1744

家電製品の廃棄

問 環境課 環境グループ

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機については、粗大ごみとして出すことはできません。次の方法により処理をお願いします(有料)。

処理方法

- 買い替えの際に家電小売店に引き取ってもらう。
- 取扱許可業者に依頼する。
- 郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定引き取り場所に搬入する。

※いずれの方法においても、リサイクル料金を支払う必要があります。その他、小売店・許可業者によって収集運搬料金が設定されます

〈 広告 〉

遺品整理・片付け処分に困ったら

【ワンストップで対応】
ハウスクリーニング・建屋解体・リフォーム等

株式会社 AIS
水戸市元吉田町2277-32

TEL 029-291-8328
<http://www.aismito.co.jp/>

廃棄物から
リサイクルを通して
未来へ繋がる循環型社会の
実現を目指します

ご家庭にございます、家財・不用品・粗大
ごみ等回収処分に対応しております。
お問い合わせ頂ければ無料で現場確認をし
御見積をいたします。

一般廃棄物収集運搬業許可(那珂市 他)

株式会社 春海丸
お気軽にお問い合わせください
☎029-285-8100
ひたちなか市長砂670番地1

詳細はホームページまで 春海丸 検索
<https://www.shunkaimaru.com>



生ごみ処理機器購入費補助金

問 環境課 環境グループ

生ごみ処理機器の購入補助制度があります。
ごみの減量化と資源再利用のために、ぜひご活用ください。

①生ごみ処理容器(コンポスターなど)

【補助対象数】 1世帯につき2基まで

【補助金額】 購入金額の2分の1で、3,000円が上限です。

②電動・手動生ごみ処理機器

【補助対象数】 1世帯につき1基まで

【補助金額】 購入金額の3分の1で、30,000円が上限です。

対象者 市内に住所を有し、居住している一般家庭(事業所を除く)

※補助金の交付を受けた機器が使用不能になった場合、補助金の交付から①は10年、②は7年を経過していれば、代替で購入する生ごみ処理容器が補助金の交付対象となります

申請方法 領収書、振込先口座番号が分かるもの、印鑑を持参してください。

浄化槽、トイレなど

トイレ・浄化槽汚泥のくみ取り

問 環境課 環境グループ

トイレ・浄化槽汚泥のくみ取りは、指定業者に直接お申し込みください。

申込方法

許可業者へ直接お申し込みください。

- 常陽資材(株) ☎029-295-3000
- (有)那珂設備センター ☎029-295-1851
- (株)東邦クリーン工業 ☎029-297-0220
- (有)中央開発センター ☎029-296-2077

料金

- し尿…9円60銭/L
- 汚泥…1,800 L まで15,600円、それ以上の場合は1 Lにつき9円60銭を加算

下水道

公共下水道使用料・農業集落排水施設使用料

問 下水道課 業務グループ

公共下水道使用料および農業集落排水施設使用料(以下「下水道使用料」という)は、汚水の安定した処理や健全な事業経営のため、下水道を使用しているかたに負担していただいています。

下水道使用料は、汚水量を基に【表1】により算定します。

汚水量は、水道水(上水道)を使用している場合はその使用水量を、井戸水などのみを使用している場合は世帯人数より算定した水量【表2】を、一般家庭で併用している場合は水道水と井戸水などとを比較し多いほうを汚水量とします。

納付については2か月に1回、水道料金と一緒に納付いただいております。井戸水などのみを使用のかたには、納付通知が送付されます。市役所またはお近くの指定金融機関などで納付となりますが、お支払いは便利で確実な口座振替をお勧めしています。口座振替を希望の方は、指定金融機関などで手続きをお願いします。

【表1】下水道使用料表(2か月当たり)

基本料金		超過料金 (汚水量20mを超える量1mにつき)	
汚水量	料金	汚水量	1mにつき
20m ³ まで	3,080円	20m ³ 超 40m ³ まで	154円
		40m ³ 超 60m ³ まで	165円
		60m ³ 超 100m ³ まで	176円
		100m ³ 超 200m ³ まで	187円
		200m ³ 超	198円

(消費税を含む)

使用料の算定例

2か月で42m³使用した場合

42m ³ のうち、20m ³ は	基本料金	3,080円
42m ³ のうち、22m ³ は	超過料金	3,630円 (22m ³ ×165円)
計		6,710円

使用料金は、2か月で6,710円(税込)となります。

【表2】井戸水などの算定水量表(2か月あたり)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
算定水量	12㎡	24㎡	36㎡	48㎡	50㎡	60㎡	70㎡

以下、世帯人数×10㎡

なお、井戸水などを使用している世帯で、世帯人数に変更がある場合は、公共下水道使用水等変更届、農業集落排水使用水等変更届を提出してください。届出書は市ホームページおよび下水道課で取得できます。

公共下水道事業受益者負担金・ 農業集落排水整備事業分担金

問 下水道課 業務グループ

排水施設は整備された区域のかただけが利用することから、公平な負担のため負担金・分担金として建設費の一部を負担していただくものです。

公共下水道事業受益者負担金【表3】は、整備される区域内の全ての土地が対象となります。ただし、市街化調整区域については建築物の敷地が対象となります。

農業集落排水整備事業分担金【表4】は、処理ごとに居宅・店舗などの1戸当たりの金額が定められています。

【表3】公共下水道事業受益者負担金

負担区の名称	1㎡当たりの額	負担区の名称	1㎡当たりの額
菅谷第1負担区	500円	五台第1負担区	790円
菅谷第2負担区	790円	五台第2負担区	790円
菅谷第3負担区	790円	戸多第1負担区	790円
那珂西部工業団地負担区	500円	木崎第1負担区	790円
寄居工業地域負担区	500円	瓜連第1負担区	540円
神崎工業専用地域負担区	500円	瓜連第2負担区	540円
神崎第1負担区	790円	瓜連第3負担区	540円
額田第1負担区	790円	瓜連第4負担区	540円
額田第2負担区	790円	瓜連第5負担区	790円
—	—	瓜連第6負担区	540円

【表4】農業集落排水整備事業分担金

処理区	分担金額
戸崎地区処理区	330,000円
西木倉地区処理区	400,000円
門部地区処理区	400,000円
神崎額田地区処理区	340,000円
戸多北部地区処理区	400,000円
鴻巣地区処理区	400,000円
酒出地区処理区	400,000円



浄化槽設置等補助事業

問 下水道課 工務・管理グループ

生活環境の改善および公共用水域（河川・湖沼など）の水質汚濁防止を目的に、新たに合併処理浄化槽を設置する家庭などに対し、設置費の一部を【表5】のとおり補助します。

※審査により補助対象外となる場合があります

合併処理浄化槽補助交付の対象

公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業採択区域以外の専用住宅を設置するかたで次の場合

- ①建物新築などに伴う合併処理浄化槽の新設
- ②単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
- ③すでに設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う更新

雨水貯留槽再利用事業補助の対象

公共下水道や農業集落排水への接続に伴い浄化槽の使用を廃止し雨水貯留槽として再利用するかた。または下水道未計画区域で合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の使用を廃止し雨水貯留槽として再利用するかた。

【表5】 合併処理浄化槽設置等補助金額

区分		補助金額
合併処理浄化槽設置補助	5人槽 (延床面積が140㎡以下)	332,000円
	7人槽 (延べ床面積が140㎡超)	414,000円
	10人槽 (2世帯住宅)	548,000円
単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の上乗せ補助	単独処理浄化槽撤去補助	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合 120,000円
	くみ取り槽撤去補助	くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合 90,000円
	宅内配管工事補助	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去・処分する場合 300,000円
		既設単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ再利用する場合 300,000円
		上記以外の場合 200,000円
	敷地内処理装置設置補助	浄化槽の処理水を敷地内で処理する場合 50,000円
雨水貯留槽再利用事業補助		90,000円

申請方法

事前に必要な書類を添えて各年度の受付開始日以降に申請してください。

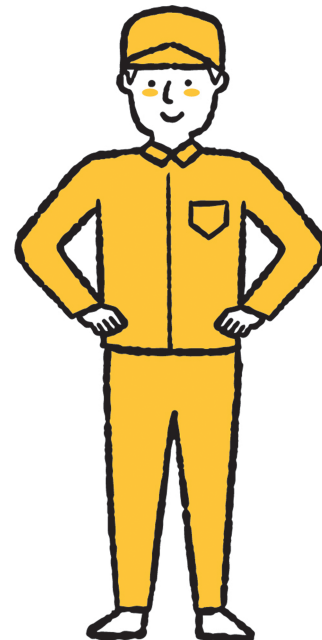
手数料

問 下水道課 工務・管理グループ

各種申請、証明に伴い次のとおり手数料【表6】がかかります。

【表6】 各種申請・証明手数料

区分	金額
排水設備等計画確認手数料	1,000円
排水設備等工事完了検査手数料	1,000円
排水設備指定工事店指定手数料	10,000円
排水設備指定工事店継続手数料	10,000円
道路占用許可申請手数料(国県道等)	2,000円
道路占用許可申請手数料(市道等)	1,000円
諸証明	350円



上水道

水道料金と検針

問 水道課 総務グループ

水道料金は、水道水の安定供給と健全な事業経営を行うため、水道を使用しているかたに負担していただいています。

水道使用量は、検針員が2か月毎（偶数月）に訪問し、量水器の指針を確認（検針）し、前回の指針との差により決定しています。

検針時には「使用量のお知らせ」を発行しています。

水道料金表

基本料金および超過料金

料金種別		基本料金 (1か月につき)		超過料金単価 (1㎡につき)
		含水量	料金	
一般用		10㎡	1,760円	220円
大口用	口径50mm	50㎡	8,250円	220円
	口径75mm	50㎡	8,250円	220円
	口径100mm	100㎡	16,390円	220円
団体用		20㎡	3,300円	220円
学校用		50㎡	7,150円	220円

(消費税を含む)

量水器使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
1か月につき	88円	176円	198円	330円	352円	1,892円	2,178円	3,124円

(消費税を含む)

水道料金の計算方法

水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + 量水器使用料

※超過料金は基本料金含水量を超える水量の場合のみ次の計算式で算出されます

超過料金 = (水道使用量 - 基本料金含水量) × 超過料金単価

水道料金と納付

問 水道課 総務グループ

水道料金は、検針時に置いてくる納入通知書（納入期限は検針月の翌月の月末。月末が土・日曜日、祝日の場合は翌金融機関営業日）または口座振替（振替日は奇数月の23日。振替日が土・日曜日、祝日の場合は翌金融機関営業日）にて納付をお願いしています。

口座振替を希望するかたは、通帳、届出印、「納入通知書」または「使用量のお知らせ」を用意し、「口座振替依頼書」（市内金融機関に備えてあります）に必要事項を記入の上、金融機関窓口へ提出してください。

納入通知書による納付場所は、市水道課や会計課の窓口のほか、筑波銀行、常陽銀行、茨城県信用組合、中央労働金庫、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（関東各都県および山梨県）、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済（PayB、PayPay請求書払い、LINEPay請求書払い）になります。

水道の漏水

問 水道課 工務・管理グループ

宅地内の水道管から漏水しているときは、市指定給水装置工事業者に連絡していただき修理してください。なお、漏水修理費はお客様の負担となります。また、道路などでの漏水を発見したときは、次の連絡先までご連絡ください。

連絡先

- 平日（昼間）午前8時30分～午後5時15分
水道課 工務・管理グループ ☎029-298-1111
- 平日（夜間）午後5時15分～午前8時30分および土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
木崎浄水場 ☎029-295-2451

水道工事は市指定店で

問 水道課 工務・管理グループ

ご家庭で給水装置の新設、改造などの工事を行うときは、市指定給水装置工事業者にお申し込みください。



給水装置の工事申込にかかる費用

問 水道課 工務・管理グループ

水道を新しく引き込むときや、改造工事(蛇口の増設など)を行う場合は、次のとおり加入分担金および申請手数料を負担していただいています。

加入分担金(新設・増口径)

量水器口径	加入分担金	量水器口径	加入分担金
13mm	143,000円	40mm	1,430,000円
20mm	286,000円	50mm	2,288,000円
25mm	572,000円	75mm	5,148,000円
30mm	825,000円	100mm	9,020,000円

(消費税を含む)

※増口径の場合…前口径との差額を負担

申請手数料(新設・改造)

区分	金額	備考
給水装置 工事申請 手数料	口径13mm 1件につき	4,000円
	口径20mm 1件につき	6,000円
	口径25mm 1件につき	8,000円
	口径30mm以上 1件につき	10,000円
道路占用 申請 手数料	国道・県道その他 市管理以外の占用を要するもの 1件につき	2,000円
	市道その他市管理の 占用を要するもの 1件につき	1,000円

飲用井戸水検査受付業務

申・問 環境課 環境グループ

飲用井戸水の水質検査を希望するかたは、環境課でお申し込みできます(有料)。

第1水曜日と第3水曜日の午前10時から正午までが受付時間です。

対象者 市内に住所を有し、居住している一般家庭(事業所を除く)

申請方法

- 前日までに検査用の容器および申請書を取りに来ていただきます。
- 当日は申請書、検査用容器に採取した井戸水、検査料金6,600円を持参してください。

※その他検査したい場合は検査項目によりそれぞれ別途料金がかかります

暮らし

飼い犬に関すること

申・問 環境課 環境グループ

狂犬病予防法により、生後90日を経過した飼い犬は、市に登録し、狂犬病の予防注射を受けなければなりません。

市では春に集合注射を行っています。また、各動物病院で注射することができます。ご都合に合わせて年1度注射をしてください。

対象者 市内に住所を有し、犬を飼っているかた

申請方法

【犬の新規登録】

料金1,700円を持参してください。

【住所などの変更届】

登録事項変更届を提出してください。

【犬の死亡届】

犬の死亡届を提出してください。

死亡届は電話でも受付できます。

【狂犬病の予防注射】

- 集合注射で受けるとき
登録済みの犬(飼い主宛)には、集合注射の通知をお送りします。当日は、通知、料金および手数料を持参してください。
集合注射料金:3,000円
注射済票交付手数料:600円
- 市内の動物病院で受けるとき
動物病院へ通知、料金および手数料を持参してください。
※料金については、各動物病院にご確認ください
- 市外の動物病院で受けたとき
動物病院で発行した証明書と注射済票交付手数料600円をお持ちになり、環境課へお届けください。

スズメバチの巣駆除補助金

申・問 環境課 環境グループ

スズメバチの巣を駆除する費用の一部(費用の3分の1、上限5,000円)を補助しています。

対象者

- 市内でスズメバチが営巣している土地または建物などの所有者および管理者
- 室内、構造物の内部、地中、地上4m以上の高さにあるスズメバチの巣を専門業者に依頼して、巣を駆除したかた

申請方法

交付申請書、位置図および配置図、写真(①営巣場所全体、②駆除前、③駆除後)、領収書、印鑑を持参の上、環境課に申請してください。

火葬に関すること

問 那珂聖苑 ☎029-352-0073

📖 詳細は113ページ参照

公営墓地に関すること

問 環境課 環境グループ

市には、公営墓地が2か所あります。

名称		位置	
那珂市福ヶ平霊園		田崎696-1	
那珂市瓜連富士霊園		平野1442-3	
種別	面積	永代使用料	年間管理料
第1種	10㎡	500,000円	5,400円
第2種	7㎡	350,000円	3,780円
第3種	5㎡	250,000円	2,700円

対象者 市内に住所を有しているかた

申請方法 住民票(本籍標記のあるもの)を持参してください。

市営住宅

問 管財課 住宅・公共施設グループ

対象者 市内に住所または勤務場所があり、住宅に困っているかた

募集方法 公募による(募集状況については、市広報紙およびホームページでお知らせします)

入居者の決定 申込み多数の場合は抽選により決定します。

家賃 住宅の間取りや入居者の収入により決まります。

※詳細については、管財課までお問い合わせください

都市計画法に基づく許可などの申請について

問 都市計画課 開発指導室

開発行為を行うかたは、あらかじめ都市計画法に基づく許可が必要となります。

＞ 開発行為とは

建築物の建築や特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行うことをいいます。

＞ 区画形質の変更とは

- 区画の変更…道路、水路などでの土地の区割り
- 形の変更…1.0mを超える盛土
2.0mを超える切土
- 質の変更…宅地以外の土地を宅地として利用

＞ 許可が必要な対象範囲

- 市街化区域…1,000㎡以上
- 市街化調整区域…規模に関わらず全て

※市街化調整区域では、開発行為を伴わない建築物の建築、用途変更でも許可が必要な場合があります